

一般競争入札の公告

平成 30 年度および平成 31 年度における公立大学法人滋賀県立大学学舎の電気設備等保守管理業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（平成 18 年公立大学法人滋賀県立大学規程第 54 号。以下「取扱規程」という。）第 4 条の規定により公告する。

平成 30 年 2 月 26 日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 廣川能嗣

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 平成 30 年度および平成 31 年度公立大学法人滋賀県立大学学舎電気設備等保守管理業務 一式
- (2) 委託業務の内容等 入札説明書および別冊仕様書（以下「入札説明書」という。）による。
- (3) 委託期間 平成 30 年 4 月 1 日（日）から平成 32 年 3 月 31 日（火）まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 取扱規程第 3 条に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による取引停止等の措置期間中でないこと。
- (3) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しないものであること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。
- (5) 滋賀県物品の買入等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、公示日において滋賀県物品・役務および庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

（営業種目）大分類 役務 中分類 運転監視

- (6) 電気保安管理外部委託（電気保安法人）の要件を満たしていること。
- (7) 平成 24 年 4 月 1 日以降の契約日において、1 件 5,000 万円以上（複数年契約にあつては 1 事業年度あたり）（消費税および地方消費税を含む）の運転監視（設備機器運転監視）請負契約の実績を有するものであること。
なお、契約内容については、民間建物における設備機器運転監視（契約の相手方が民間）についても認めるものとする。
- (8) 入札参加者および代理人は、入札説明書に示す「入札参加資格確認申請書」を、平成 30 年 3 月 9 日（金）17 時までに 3 (1) に示す場所に提出し、入札参加資格を有していることの確認を受けなければならない。

3 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県立大学財務グループ 〒522-8533 彦根市八坂町 2500 TEL 0749-28-8208
- (2) 契約条項を示す期間 平成 30 年 2 月 26 日（月）から平成 30 年 3 月 13 日（水）まで（土曜日および日曜日を除く。）の 9 時から 17 時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1) に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。なお、入札に関する説明書、仕様書および関係様式等は滋賀県立大学のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
- (5) 入札の日時および場所 平成 30 年 3 月 15 日（木） 10 時 滋賀県立大学 A 1 棟 208 会議室
- (6) 開札の日時および場所 入札の終了後直ちに入札者立会いの上行う。

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、公立大学法人滋賀県立大学会計規則（平成 18 年公立大学法人滋賀県立大学規則第 4 号）および取扱規程の規定によるものとする。
- (2) 入札金額は業務請負総額（2 年分）を記載すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

5 最低制限価格 設定しない。

- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については取扱規程の規定による。なお、入札保証金の免除を申請する場合は、平成30年3月9日（金）17時までに手続きを行うこと。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 郵送等による入札の可否 否
- 9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
 - (1) 取扱規程第15条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 10 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができると公立大学法人滋賀県立大学が認めた入札参加者であって、取扱規程により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
 - (1) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。
 - (2) 同価の入札者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
 - (3) 入札参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
 - (4) 一度提出した入札書は書換え、引換え、または撤回をすることができない。
 - (5) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約責任者に提出しなければならない。
 - (6) その他詳細は、入札説明書等による。